

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました ～円滑かつ迅速な避難のために～



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が【義務】となりました。

※義務付けの対象となるのは、これらの要配慮者施設のうち、福知山市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

対象施設
拡大



新たに 「雨水出水浸水想定区域」 が対象に加わりました



河川の氾濫だけではなく、下水道等の排水能力を超えて浸水する「内水氾濫」のリスクがあるエリアも、新たに計画作成と訓練の対象となります。

洪水浸水 想定区域

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

雨水出水浸水 想定区域

豪雨(内水)によって浸水が想定される区域

土砂災害 警戒区域

土砂災害の発生が想定される区域

「要配慮者利用施設」とは？

社会福祉施設、学校、医療施設など、主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

(例:老人福祉施設、保育所、幼稚園、小中学校、病院、診療所など)

避難体制の強化に向けて： 管理者様にお願いする「4つのステップ」

STEP 1



計画を作る

災害時の避難方法や連絡体制を定めた「避難確保計画」を作成します。



「避難確保計画ひな形」を福知山市ホームページに記載していますので、ご活用ください。

STEP 2



市へ提出する

計画を作成・変更したときは、福知山市へ報告(提出)してください。



正当な理由なく、指示に従わないときは、福知山市がその旨を公表する場合があります。

STEP 3



訓練を実施する

作成した計画に基づき、実践的な訓練を実施します。ハザードマップを活用するなど、災害リスクの実情に応じた訓練を実施することが重要です。

STEP 4



訓練実績を報告する

訓練後は、実績を福知山市へ報告します。訓練で見つかった課題を振り返り、より安全な避難体制づくりにつなげましょう。

お問合せ先

福知山市 市長直轄組織 危機管理室

TEL:0773-24-7503(直通) FAX:0773-23-6537

E-mail:kikikanri@city.fukuchiyama.lg.jp



福知山市ホームページ